

## 特例退職被保険者の「保険料算定ルール」および「付加給付」改定のご案内

平素はホンダ健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。  
標記の件、7月に開催されました理事会/組合会にて承認されましたので下記の通りご案内いたします。  
ご加入者様には、保険料の更なるご負担をお願いすることになりますが、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

8月21日以降の新規ご加入者様にご案内しています。8月20日以前の既加入者様には9月上旬にご案内し、希望者へ制度改定の「オンライン説明会」を開催しました。説明動画はホームページに掲載していますのでご確認ください。(詳細は裏面へ)

### 記

#### ●改定に至る背景

##### 1. 国施策方針 “全世代型”、“持続可能”な社会保障制度の確立

##### 2. 保険料負担バランスおよび給付の不公平感

現役〔会社・本人〕と特例退職被保険者制度加入者間の保険料負担バランスと医療費を踏まえた公平感のある保険料設定の見直し。また付加給付基準額の差額に対する不公平感への対応。

##### 3. 厳しいホンダ健保財政状況

収入が保険料のみである一方、支出の約94%を占める国への納付金と医療費の上昇が続く為、厳しい財政状況が続き、令和4年度に保険料率を大幅に引上げさせていただきました。

#### ●改定の目的

国の施策である“全世代型・持続可能な社会保障制度の構築”の方向性を踏まえ、現役世代と退職者間の健康保険料の負担バランス改善や、ホンダ健保の財政健全化と特例退職被保険者制度の維持を目的に、「保険料算定ルール」および「付加給付基準額」の改定を行います。

#### □「保険料算定ルール」の改定

##### 【改定内容：標準報酬月額算出方法変更】

標準報酬月額とは・・・健康保険料を決定するための基準となるものであり50段階の等級ごとに金額が定められています。「標準報酬月額」に保険料率を掛けた金額が健康保険料となっています。

<標準報酬月額算出方法> ※健康保険法 附則第3条4項に基づいた対応 (平成27年5月法改正)

<現行>  
健康保険料 = 
$$\frac{\text{【標準報酬月額】}}{\text{全被保険者(特例除く) 前年度9月末平均標準報酬月額} + \text{前年度 平均賞与総額} \div 12(\text{月数})} \div 2 \times \text{保険料率}(9.1\%)$$

<改定後>  
健康保険料 = 
$$\text{【標準報酬月額】} \times \text{保険料率}(9.1\%)$$

※標準報酬月額が現行の30万円から44万円となり、**月額**の健康保険料が上がります。

但し、経過措置として以下の通り、**2年間(令和6年、7年)**をかけ**段階的に引き上げ**を行います。(円)

年度	基準		ご負担いただく保険料		(参考) 前納払いの場合	
	等級	標準報酬月額	月額払	(年額)	6ヶ月払	1年一括払
現行(令和5年)	22	300,000	27,300	(327,600)	161,939	320,734
令和6年	25	360,000	32,760	(393,120)	194,327	384,881
令和7年	28	440,000	40,040	(480,480)	237,511	470,410

※令和5年度の保険料率(9.1%)を用いて算出 ※介護保険料は含まれておりません。

- **改定時期** 1年目：令和6年4月1日より適用  
2年目：令和7年4月1日より適用  
令和8年4月1日以降は経過措置を終えて、各前年度9月末の平均標準報酬月額に保険料率を乗じることとします。

□ **付加給付 基準額の改定**

付加給付とは・・・医療費が高額になった場合、加入者の自己負担額は高額療養費制度により「自己負担限度額」以下に抑えられるようになっています。さらに自己負担額の軽減をはかるため、ホンダ健保独自の「付加給付」があります。「自己負担限度額」のうち、付加給付基準額を超えた分が「付加給付」として加入者に支給されます。

- 付加給付基準額は、現役世代と特例退職被保険者との間に差がありましたが、保険料算定ルールの変更に伴い、公平性の観点から現役世代と同額に改定し付加給付を増額します。

【現行】		付加給付 基準額		【改定後】		付加給付 基準額	
対象者	被保険者	被扶養者		対象者	被保険者	被扶養者	
現役	20,000	22,000	⇒	現役	20,000	22,000	
特例	22,000	24,000		特例	20,000	22,000	

<例> 被保険者が同一医療機関に1ヶ月で60,000円を窓口負担した場合、基準額を差し引いた金額(一部負担還元金)を加入者に支給。 ※改定後の支給額は2,000円UPとなります。

★総医療費：200,000			
	被保険者本人(医療費3割) 60,000	ホンダ健保負担分(医療費7割) 140,000	
	基準額	一部負担還元金	←ホンダ健保から付加給付(一部負担還元金)として支給
現行	22,000	38,000	【※2,000円UP】
改定後	20,000	40,000	

- **改定時期**： 令和6年4月1日より適用

- ホンダ健保のホームページに制度改定に至った背景や目的、制度内容の詳細など「オンライン説明会」の動画を掲載(ニュース&トピックまたは新着情報)していますのでご確認ください。  
※閲覧される際は、保険者番号「63133086」の入力が必要となります。

ホンダ健保 検索 <https://www.hondakenpo.or.jp/>



ホームページ携帯版へのアクセスはこちらから

● **国民健康保険(以降、国保)への移行につきまして**

今回の改定により、ホンダ健保の保険料が国保の保険料を上回る場合が考えられ、その場合、国保への移行が選択肢の一つになると思われます。しかし、国保には無いホンダ健保ならではの給付制度(例：上記の付加給付)があることから、検討資料として【給付比較表】を添付しますので、ご確認ください。

※(参考) 国民健康保険料 目安計算はこちらから (※詳細はお住いの市区町村にてご確認ください)

[https://www.mmea.biz/simulation/kokuho\\_calculation/](https://www.mmea.biz/simulation/kokuho_calculation/)  
(サイト名：税金・社会保障教育より)



目安計算サイトはこちらから

● **お問合せ先**

本件に関するお問合せは、tel.03-3423-1021(ガイダンス5番)までお願いいたします。  
・平日/祝日 10:00~16:00(12:00~13:00除く) ・土日は休業

以上